

## 概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書

本工事は、平面図、標準横断図等により概算数量を算出して積算したものであり、設計数量は工事計画図書により確定するものとする。

### (定義)

第1条 工事計画図書とは、契約後、受注者が現地調査及び測量を行い、結果を取りまとめた平面図、縦断面図、横断面図、小構造物図等の図面及び数量計算書をいう。

### (実施方法)

第2条 本工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 契約後、受発注者で現場立会を行い、設計意図を共有する。
- (2) 受注者は、施工に先立ち現地調査及び測量を行い、工事計画図書を作成し、監督員に提出する。
- (3) 工事計画図書に基づき、受発注者協議の上、設計数量を確定する。
- (4) 監督員からの設計変更指示に基づき、工事を実施する。

### (費用)

第3条 工事計画図書の作成に要する費用については、共通仮設費の準備費に「工事計画図書作成費」として積上げ計上している。工事計画図書作成費は、設計変更の対象とする。なお、工事計画図書の作成に必要な現地調査及び測量については、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

### (その他)

第4条 受注者は、本工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。